

広島県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
重症心身障害児施設 とさわ呉	呉市宮原一三丁目六番六号	平成二十四年二月一日
あおぞら薬局 広公園 前店	呉市広駅前一丁目四番六四号	平成二十四年四月一日
手島医院	呉市本通五丁目一番二四号	平成二十四年四月一日
ライフ薬局	呉市川尻町西二丁目一二番三四号	平成二十四年四月一日
医療法人宗和会 香川 内科クリニック	呉市本通二丁目八番一六号	平成二十四年四月一日
ひらもと薬局	呉市東中央一丁目六番二二号	平成二十四年四月一日
若田歯科診療所	呉市川尻町西二丁目三番三七号	平成二十四年四月一日
あすなる薬局	竹原市中央二丁目一四番八号	平成二十四年四月一日
社会医療法人 里仁会 仁生病院	三原市皆美三丁目三番二八号	平成二十四年四月一日
こころ尾道駅前クリニ ック	尾道市土堂一丁目一番六号	平成二十四年四月一日
ありす薬局 土堂店	尾道市土堂一丁目一番二二号	平成二十四年四月一日
おぜき歯科	三次市十日市中二丁目一四番五号	平成二十四年四月一日
しまだファミリークリ ニック	大竹市油見三丁目二番七号	平成二十四年四月一日
タナダ薬局	大竹市油見三丁目二番九号	平成二十四年四月一日
府中うさぎ薬局	安芸郡府中町石井城二丁目一〇番二号	平成二十四年三月一日